

仕様書

【業務名】

新型コロナウイルス感染症に係るデータ入力等に従事する労働者派遣業務
(以下「本業務」という。)

【業務内容】

本業務は、奈良市（以下「本市」という。）が取り扱う新型コロナウイルス感染症患者等に関するデータを、入力機器を用いてシステムに入力するものであり、下記の業務が対象となる。なお、その他業務とは、随時発生した業務を指すものとし、通常業務に支障のない範囲で行う場合においては、本業務に含むものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）データ入力
- (2) 新型コロナウイルス感染症等に係るデータ整理・入力
- (3) (1)・(2)の業務に付随する作業
 - ア. Excel 等入力業務
 - イ. 書類整理、ファイリング等
- (4) その他業務

【業務の履行場所】

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号

はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター） 4階
保健予防課 内

【履行期間】

- (1) 履行期間

令和3年11月1日～令和4年3月31日

ただし、新型コロナウイルスの感染状況等により上記期間を変更することがある。

- (2) 業務履行期間及び時間

- ア. 履行日は、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む全日とする。
- イ. 履行時間は、①8時30分から17時15分、②11時15分から20時00分までを原則とし、1時間の休憩時間を取り、実働7時間45分とする。

【時間外労働】

1日の実労働時間が7時間45分を超える勤務及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日については、その超えた部分を時間外勤務とし、本市は受託者に対し、1 時間当たりの単価を契約書第 7 条に定める単価の 25% 増として、支払うものとする。（休日は 35% 増）

【派遣人員】

4 人

ただし、新型コロナウイルスの感染状況等により上記人員を変更することがある。

【委託料の支払い】

受託者は、各月の初日からその月の末日を積算期間とし、業務にあたった者の実働時間の合計（5 分未満の端数がある場合には、切り捨てる。）を翌月の 10 日までに本市に報告する。

【その他】

- （1）本業務実施に必要な入力機器等は、本市が準備する。
- （2）本業務の実績（成果物）等については、本市の指定する媒体・様式・時期に納入すること。
- （3）本市の情報セキュリティポリシー基本指針を参考に、セキュリティ確保には万全の措置を講ずること。（本市ホームページにて、総合政策部情報政策課のページを参照すること。）
- （4）本業務の履行に当たっては、取り扱う入力帳票が高度な個人情報であることを認識し、秘密の保持に関する全ての法令、契約書の条項及び「奈良市個人情報及び特定個人情報取扱特記事項」（別記）を遵守すること。
- （5）上記のほか、本業務の実施にあたっては、随時本市の指示・指導に従うこと。